

## 農地の賃借料情報の提供について

平成21年12月15日に施行された改正農地法により標準小作料制度は廃止され、これに替わる農地の実勢賃借料について情報提供を行うものです。

なお、「賃借料情報」は実勢の集計値であり拘束力はなく賃借料決定の参考として提供するものですので、実際の契約の際には貸し手と借り手の両者でよく協議したうえで締結してください。

平成27年3月25日

小松市農業委員会

### ◎ 田（水稻）の部

単位：10アール当たり [円]

地区	田			データ数	前年比較		
	最低額	平均額	最高額		最低額	平均額	最高額
北部地区	2,600	10,700	14,000	12	▲ 3,600	▲ 900	▲ 4,000
東部地区	4,500	11,400	15,800	11	2,500	1,100	▲ 8,400
中部地区（平場）	3,000	9,100	13,600	9	0	▲ 900	▲ 1,400
中部地区（山手）	2,000	5,100	9,000	12	0	▲ 100	0
西部地区	7,000	15,900	21,200	8	▲ 4,000	▲ 1,500	▲ 1,800
南部地区	3,500	9,100	14,500	8	▲ 1,500	▲ 300	100

### ◎ 畑（普通畑）の部

地区	畑			データ数
	最低額	平均額	最高額	
小松市全体	2,000	10,200	24,200	8

- ※ データは平成26年1月から平成26年12月までの期間内で各町生産組合で定めている賃借料を集計したものです。
- ※ 物納の場合、玄米1俵の値段を10,000円として換算しています。
- ※ 金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位としています。
- ※ 金額は、用水費を含まれていなく、別途必要な場合があります。